

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業  
基本契約書(案)

平成 23 年 8 月

熊本市

## 目 次

第1条	(目的及び解釈) .....	2
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重) .....	2
第3条	(事業日程及び契約金額) .....	2
第4条	(株主の誓約) .....	3
第5条	(役割分担) .....	3
第6条	(本施設の設計及び施工) .....	3
第7条	(本施設の運營業務) .....	3
第8条	(飛灰の運搬業務) .....	4
第9条	(飛灰処理委託) .....	4
第10条	(運營業業者の支援等) .....	5
第11条	(経営計画等の報告) .....	5
第12条	(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止) .....	6
第13条	(債務不履行等) .....	6
第14条	(秘密保持義務) .....	6
第15条	(談合その他不正行為による解除) .....	6
第16条	(事業者間の調整) .....	7
第17条	(運営期間中の契約協議及び解除) .....	8
第18条	(事業停止期間中の損害) .....	8
第19条	(管轄裁判所) .....	8
第20条	(基本契約の有効期間) .....	8
第21条	(準拠法及び解釈) .....	8
第22条	(定めのない事項) .....	9

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業(以下「本事業」という。)に関して、発注者である熊本市(以下「市」という。)は、[●]グループである[●](以下「代表企業」という。)、[●](以下「工事請負事業者」という。)、[●](以下「運転維持管理企業」という。)、[●](以下「飛灰運搬企業」という。)、[●](以下「飛灰処理企業」という。)及び[●]グループが設立した[●](以下「運営事業者」という。)との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次の内容の基本契約(以下「基本契約」という。)を締結する。

## 前文

市は、新西部環境工場を整備し、これを運営することとした。

市は、本事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に準じて、その効果を最大限に発揮するため、本事業に係る業務を一体の事業として民間の事業者が発注することとした。

市は、総合評価一般競争入札により事業者の募集を実施し、[●]グループを落札者として選定した。

市並びに[●]グループ及び運営事業者は、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項について基本契約を締結する。

(目的及び解釈)

- 第1条 基本契約は、代表企業、工事請負事業者、運転維持管理企業、飛灰運搬企業、飛灰処理企業(以下個別に又は総称して「落札者」という。)及び運営事業者と市との間において、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的として、締結される。
- 2 基本契約において、次の用語は次に規定する意味を有する。
- (1) 「本施設」とは、本事業において工事請負事業者により整備される熊本市新西部環境工場をいう。
- (2) 「構成員」とは、[●]グループの企業のうち運営事業者の株主となる者をいう。
- (3) 「協力会社」とは、[●]グループの企業のうち運営事業者の株主とならない者をいう。
- (4) 「構成企業」とは、構成員及び協力会社を個別に又は総称していう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 第2条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 落札者及び運営事業者(以下個別に又は総称して「民間事業者」という。)は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 市及び民間事業者は、基本契約の締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(事業日程及び契約金額)

- 第3条 本事業の事業日程については別紙1に示す。
- 2 本施設の整備期間は、工事請負契約の本契約締結の日から、平成28年9月末日までとし、本施設の引渡日は平成28年2月末日までとする。ただし、工事請負契約の規定により変更できるものとする。
- 3 本施設の運営に係る業務を行う期間、飛灰の運搬に係る業務を行う期間及び飛灰の再資源化に係る業務を行う期間は、平成28年3月1日から平成48年3月末日までとする(以下当該期間を「運営期間」といい、運営期間の末日を「運営完了日」という。)。ただし、運営業務委託契約、運搬業務委託契約及び飛灰処理委託契約の規定により変更できるものとする。
- 4 本事業の事業期間は、基本契約締結の日から運営完了日までとする。
- 5 本施設の引渡日が平成28年2月末日より遅れるときは、これに従い運営期間の開始日も変更されるものとする。

(株主の誓約)

第4条 構成員は、基本契約が効力を失うまでの期間において、次の事項を市に対して誓約し、遵守する。

- (1) 構成員の運営事業者株式の保有割合及び運営事業者の資本金額については、別紙2のとおりとし、必要な新株を引き受けること。ただし、市の承諾を受けたときは、この限りでない。
- (2) 市の事前の承諾なくしてその保有する運営事業者株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (3) 前2号の市の承諾を受けた場合でも、代表企業の運営事業者株式の保有割合は、常に発行済株式総数の100分の50を超えること。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、民間事業者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 本施設の設計及び施工は、工事請負事業者が市からの発注を受けて、これを行う。
- (2) 本施設の運転維持管理業務は、運営事業者からの委託又は運営事業者への運転人員の派遣等により、運転維持管理企業が行う。
- (3) 飛灰の運搬業務は、飛灰運搬企業が実施する。
- (4) 飛灰の処理(再資源化)は、飛灰処理企業が実施する。
- (5) 民間事業者間の調整は、運営事業者が行う。

(本施設の設計及び施工)

第6条 本施設の設計及び施工に係る業務の概要は、本事業の入札において市が公表した入札説明書及び要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 工事請負事業者は、市との工事請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、設計・施工期間の終了日までに本施設を完成させ、市に引き渡す。
- 3 工事請負事業者は、本施設の設計及び施工における契約保証金として、工事請負契約の規定に基づき、請負代金の100分の10に相当する金額以上の保証を差し入れなければならない。
- 4 前各項のほか、本施設の設計及び施工に係る契約条件の詳細は、工事請負契約による。

(本施設の運営業務)

第7条 本施設の運営業務に係る業務の概要は、入札説明書及び要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 運営事業者は、運営業務委託契約締結後、運営期間開始までに、本施設の運営

準備業務を実施し、運営期間において運営業務を実施する。

- 3 運営事業者は、運営保証として、運営業務委託契約の規定に基づき、市に対し、各年度の施設運営費の 100 分の 10 に相当する金額以上の保証を差し入れなければならない。
- 4 運営事業者は、運営業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員等を自らの責任で確保しなければならない。
- 5 前各項のほか、本施設の運営業務に係る契約条件の詳細は、運営業務委託契約による。

#### (飛灰の運搬業務)

第 8 条 飛灰の運搬業務に係る業務の概要は、入札説明書及び要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 飛灰運搬企業は、運搬業務委託契約に従い、運営期間において運搬業務を実施する。
- 3 飛灰運搬企業は、運搬業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員等を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 飛灰運搬企業は、契約保証として、運搬業務委託契約の規定に基づき、市に対し、各年度の運搬業務委託費の 100 分の 10 に相当する金額以上の保証を差し入れなければならない。
- 5 飛灰運搬企業が共同企業体を結成している場合は、飛灰運搬企業は別に市に提出する共同企業体協定書により前各項の義務を履行する。
- 6 前各項のほか、運搬業務に係る契約条件の詳細は、運搬業務委託契約による。

#### (飛灰処理委託)

第 9 条 飛灰処理委託業務に係る業務の概要は、入札説明書及び要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 飛灰処理企業は、飛灰処理業務委託契約に従い、運営期間において飛灰処理業務を実施する。
- 3 飛灰処理企業は、飛灰処理業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員等を自らの責任で確保しなければならない。
- 4 飛灰処理企業は、契約保証として、飛灰処理業務委託契約の規定に基づき、市に対し、各年度の飛灰処理委託費の 100 分の 10 に相当する金額以上の保証を差し入れなければならない。
- 5 飛灰処理企業が共同企業体を結成している場合は、飛灰処理企業は別に市に提出する共同企業体協定書により前各項の義務を履行する。
- 5 前各項のほか、飛灰処理業務に係る契約条件の詳細は、飛灰処理業務委託契約による。

(運営事業者の支援等)

第 10 条 代表企業は、運営業務委託契約に基づく運営事業者の市に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を保証するものとする。

2 前項の保証の額は、事業期間全体の運営業務委託契約に基づく施設運営費の総額(固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算定する。)の 100 分の 10 に相当する金額から、次項に定めるところにより算定した金額(以下「保証債務履行累積額」という。)を控除した額を限度とする。

3 保証債務履行累積額は、保証債務の履行請求のあった日までに、当該日以前の市の保証債務履行の請求に基づき代表企業が支払った金額の総計とする。ただし、次の各号に定める場合に代表企業が支払った金額は除く。

(1) 当該保証債務に係る債務が代表企業の故意又は過失により発生したものである場合

(2) 運営事業者と代表企業間の契約において代表企業の責めに帰すべき事由により発生したものである場合

(3) 代表企業が履行した保証債務について、保険により若しくは第三者(運営事業者を含む。)から履行した保証債務について填補されている場合

4 市は、業務委託期間の変更、延長、施設運営費の変更その他運営業務委託契約又は主たる債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を代表企業に対して通知しなければならない。本条に基づく保証の内容は、市による通知にかかる主たる債務の変更の内容に従って、当然に変更されるものとする。

5 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、代表企業に対して、市が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

6 代表企業は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

7 代表企業は、市の同意を得た場合を除き、運営業務委託契約に基づく運営事業者の債務が全て履行されるまで、代表企業が保証債務を履行したことにより、地位によって取得した権利を行使することができない。

(経営計画等の報告)

第 11 条 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、翌事業年度の経営計画を前事業年度の 8 月末までに市に提出しなければならない。なお、事業年度とは、4 月 1 日から 3 月 31 日までの各 1 年間をいう。

2 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、運営業務委託契約に従い、運営事業者の会計監査人及び監査役が監査を行った計算書類並びにその附属書類を、運営事業者の毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に市に提出しなければならない。

らない。ただし、特別の事情がある場合は、市は提出期限を延長するものとする。

- 3 代表企業、工事請負事業者、運転維持管理企業、飛灰運搬企業、飛灰処理企業は、会社法上作成が要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該企業の毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に市に提出しなければならない。なお、当該企業が監査法人又は公認会計士による監査を受けている場合は、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を市に提出するものとする。なお、特別の事情がある場合は、市は提出期限を延長できるものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第 12 条 市及び民間事業者は、他の当事者の承諾なく基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(債務不履行等)

第 13 条 市及び民間事業者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第 14 条 市及び民間事業者は、基本契約の履行に関し他の当事者から秘密として提供を受けた機密情報を、相手方又は市の代理人及びアドバイザー以外の第三者に漏洩してはならない。ただし、法令等に基づき機密情報の開示が求められる場合、又は秘密情報の提供者の同意がある場合は、この限りではない。

(談合その他不正行為による解除)

第 15 条 落札者のいずれかに以下の各号のいずれかの事由が本事業に係る入札に関して生じたときは、市は、基本契約、工事請負契約、運營業務委託契約、運搬業務委託契約及び飛灰処理委託契約(以下個別に又は総称して「特定事業契約」という。)を解除することができる。

- (1) 落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項の排除措置命令を受け、かつ、同条第 6 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (2) 落札者が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第 50 条第 4 項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 落札者が、独占禁止法第 66 条第 1 項の規定による却下の審決、同条第 2

項の規定による棄却の審決又は同条第 3 項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決(当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

- (4) 落札者が、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 落札者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条(第 3 号を除く。)若しくは第 95 条第 1 項(第 2 号及び第 3 号を除く。)の刑が確定したとき。

2 市は、いずれかの落札者が本事業の入札に関して前項各号のいずれかに該当したときは、賠償金として、本事業の入札価格の金額の 100 分の 20 に相当する額を落札者から徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前項各号に掲げる場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に該当するとき。
- (2) 前項第 5 号に掲げる場合において、落札者又はその役員若しくはその使用人その他の従事者について確定した刑が刑法第 198 条の刑であるとき(当該確定した刑が同条の刑のほか、刑法第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条(第 3 号を除く。)若しくは第 95 条第 1 項(第 2 号及び第 3 号を除く。)の刑であるときを除く。)
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市が特に必要があると認めるとき。

3 前項の場合は、落札者は共同連帯して前項の賠償金を支払わなければならない。

4 第 2 項の規定は、市の実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき市が賠償を請求することを妨げない。

#### (事業者間の調整)

第 16 条 民間事業者間において、本事業に係る業務の責任分担について問題が発生した場合は、落札者は、運営事業者による民間事業者間の調整に協力しなければならない。

2 民間事業者の中のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって、他の民間事業者に損害が発生した場合は、民間事業者間で解決するものとし、損害を被った民間事業者は、市に対して損害の賠償を求めることはできない。

- 3 飛灰処理企業が飛灰処理委託契約を履行することができなくなり、他の飛灰処理の事業者へ代替させる必要があるときは、運営事業者は市に他の飛灰処理の事業者を提案するものとし、落札者は運営事業者の提案提出に協力するものとする。

(運営期間中の契約協議及び解除)

第 17 条 市は、契約条件その他の事項につき協議が必要と認めるときは、いつでも民間事業者に対して協議を求めることができ、民間事業者は同協議に誠実に応じなければならない。

- 2 市が特定事業契約に規定されている民間事業者の責めに帰すべき事由又はこれに準ずる事由に基づき当該特定事業契約を解除した場合において、市が本事業を継続することが困難であると判断したときは、市は特定事業契約全てを解除することができる。
- 3 前項に基づく解除により民間事業者に損害が生じた場合であっても、民間事業者は市に対して損害の賠償を求めることはできない。

(事業停止期間中の損害)

第 18 条 事業者の交替その他の事由により本事業の全部又は一部が停止した場合は、本施設の運営により生じた飛灰を、市が飛灰処理企業への処理委託以外の処分方法により処分することに要した増加費用は、市の損害額に含まれ、事業の停止について責めに帰すべき事由のある民間事業者に請求できるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 市及び民間事業者は、基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、熊本地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(基本契約の有効期間)

- 第 20 条 基本契約は熊本市議会の議決を経て、工事請負契約の本契約が締結されたことをもって有効とする停止条件附の契約とする。
- 2 工事請負契約にかかる本契約の締結が可決されなかったときは、基本契約は終了する。
  - 3 基本契約の有効期間は、第 1 項の規定により基本契約が有効となったときから運営完了日までとする。ただし、第 10 条第 1 項の代表企業の保証の期間は運営完了日から 1 年を経過する日までとする。

(準拠法及び解釈)

第 21 条 基本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈され

- る。
- 2 基本契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
  - 3 基本契約の変更は書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第 22 条 基本契約に定めのない事項については、熊本市契約事務取扱規則(昭和 39 年熊本市規則第 7 号)によるものとし、同規則に定めのない事項については、市及び民間事業者が別途協議して定めることとする。

この契約の証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上、市、代表企業及び運営事業者が各自 1 通を保有する。

平成[●]年[●]月[●]日

(市)

熊本市手取本町1番1号

熊本市

熊本市長 幸山政史

(落札者)

(代表企業)

[住所]

[名称]

[代表者]

(構成員)

[住所]

[名称]

[代表者]

(協力会社)

[住所]

[名称]

[代表者]

(運営事業者)

[住所]

[名称]

[代表者]

別紙1（第3条関係）

事業日程

- 1 工事請負契約の仮契約、運營業務委託契約、運搬業務委託契約及び飛灰処理委託契約の締結：平成24年2月末を目処
- 2 本施設の引渡し：平成28年2月
- 3 既存施設の一部解体工事の終了：平成28年9月（整備期間の終了）
- 4 本施設の供用開始：平成28年3月
- 5 運營業務終了：平成48年3月末

別紙2

運営事業者の資本金及び株主構成

1. 基本契約締結時

運営事業者の資本金の額 【○○○○】円

運営事業者の発行済株式の総数 【○○○○】株

出資者（代表企業）

商号 [名称]

所在地 [住所]

出資額 [●]円

引き受ける株式の総数 [●]株

出資者

商号 [名称]

所在地 [住所]

出資額 [●]円

引き受ける株式の総数 [●]株

出資者

商号 [名称]

所在地 [住所]

出資額 [●]円

引き受ける株式の総数 [●]株

2. その後の資本金及び株主構成

(1) 平成●年度

増加する運営事業者の資本金の額(増加後の運営事業者の資本金の額) [●]円([●]円)

増加する運営事業者の発行済株式の総数(増加後の運営事業者の発行済株式の総数) [●]株([●]株)

**出資者（代表企業）**

商号 [名称]  
所在地 [住所]  
追加出資額(累積出資額) [●]円([●]円)  
追加で引き受ける株式の総数 [●]株([●]円)  
(累積株式総数)

**出資者**

商号 [名称]  
所在地 [住所]  
追加出資額(累積出資額) [●]円([●]円)  
追加で引き受ける株式の総数 [●]株([●]株)  
(累積株式総数)

**出資者**

商号 [名称]  
所在地 [住所]  
追加出資額(累積出資額) [●]円([●]円)  
追加で引き受ける株式の総数 [●]株([●]株)  
(累積株式総数)

(2) 平成●年度

- ・
- ・
- ・

※ 提案書の内容に基づいて記載。